

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月13日
【四半期会計期間】	第76期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06（6271）4600（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06（6271）4600（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第1四半期連結 累計期間	第76期 第1四半期連結 累計期間	第75期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	59,252	62,004	244,982
経常利益 (百万円)	2,540	2,886	9,591
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,448	1,631	5,439
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,606	1,917	8,741
純資産額 (百万円)	78,265	86,008	84,742
総資産額 (百万円)	181,603	192,106	192,841
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	25.45	28.68	95.60
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.2	43.8	43.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。
4. 当第1四半期連結会計期間において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりであります。

<複合ソリューション事業>

関係会社の異動はありません。

<国内物流事業>

関係会社の異動はありません。

<国際物流事業>

平成27年4月1日付で、BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.の発行済株式の30%を取得したことにより、同社他4社を関係会社(持分法適用会社)としております。

<その他>

関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府主導の経済政策や金融緩和政策のもと、円安株高基調が継続し、雇用情勢が好転するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、先行きにつきましては、円安による物価上昇が実質所得を下押ししていることにより、個人消費の持ち直しに加速感が見られないことや、足下で急速に不透明感が増しているギリシャの債務問題をはじめ、中国経済の成長鈍化など海外景気の下振れリスクの高まりもあり、不透明な状況が続くものと見込んでおります。

物流業界におきましては、消費税増税に伴う個人消費の減退が長期化していることに加え、円安による価格上昇が消費マインドを冷え込ませたことにより、消費関連貨物を中心に荷動きが低調に推移する等、厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは当第1四半期連結累計期間において、欧州向けの輸送に豊富な実績を有する香港の国際航空貨物フォワーディング事業会社「BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.」の発行済株式の30%を取得し、関連会社化いたしました。ASEAN各国と中国、欧米諸国をつなぐ物流を強化し、より高品質な国際一貫物流サービスを提供することで、国際物流分野の更なる業容拡大を図ります。

当第1四半期連結累計期間における業績といたしましては、食品関連分野の飲料等製造請負業務の好調や空港関連分野のグランドハンドリング業務の伸長等により、売上高は620億4百万円（前年同期比4.6%増）となりました。利益面につきましても、燃料価格の下落や配送網見直しによる配送効率の向上等により、営業利益は28億31百万円（同14.7%増）、経常利益は28億86百万円（同13.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は16億31百万円（同12.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、所属する事業本部を変更しております。そのため、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を当該変更後の数値で比較しております。

複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、鉄鋼関連分野については、営業拠点の増設により新規業務が増加した一方で、顧客の粗鋼生産量減少に伴い原料輸送業務ならびに生産工程請負業務が減少したことを受け、ほぼ前年並みの水準に止まったものの、食品関連分野において飲料等製造請負業務ならびに流通加工業務が好調に推移した他、空港関連分野における訪日外国人観光客の大幅な増加に伴うグランドハンドリング業務の伸長や、羽田空港における貨物取扱業務の好調等により、売上高は419億33百万円（前年同期比6.2%増）となりました。また、昨年は消費税増税直後の買い控えで荷動きが低調だった加工食品などの食品スーパー向け商品の取扱業務が反動で増加したこともあり、セグメント利益は35億88百万円（同10.6%増）となりました。

国内物流事業

国内物流事業におきましては、コンビニエンスストア向け商品取扱業務が配送先店舗数の増加により好調に推移した他、取扱ブランド数の増加を受けアパレル品取扱業務が伸長したことにより、売上高は119億76百万円（前年同期比0.5%増）となりました。セグメント利益につきましては、配送網の見直しや共同配送の推進による配送効率の向上に加え、自社車両大型化等による備車コストの削減、不採算事業からの撤退等により、4億86百万円（同96.7%増）となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、商品販売促進用ノベルティグッズや調理用家電の輸送ならびにセットアップ業務が減少したこと等を受け、輸入業務については厳しい状況となりましたが、円安を追い風に半導体などの電子部品輸送業務が増加した他、アメリカ経済の回復を背景に自動車関連部材輸送業務が堅調を維持する等、輸出業務が好調に推移したことにより、売上高は80億93百万円（前年同期比3.3%増）となりました。しかしながら、セグメント利益につきましては、米国西海岸の港湾労働者ストライキの長期化による在米子会社でのコスト増加が影響し、2億42百万円（同28.7%減）となりました。

(2) 財政状態

流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は733億50百万円であり、前連結会計年度末に比べ15億68百万円減少しました。主な要因は、現金及び預金が36億14百万円減少したこと、受取手形及び売掛金が11億6百万円増加したこと、繰延税金資産が4億36百万円増加したこと等によるものです。

固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は1,187億55百万円であり、前連結会計年度末に比べ8億33百万円増加しました。主な要因は、建設仮勘定が7億14百万円増加したこと、投資有価証券が6億57百万円増加したこと、建物及び構築物が6億25百万円減少したこと等によるものです。

流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は469億95百万円であり、前連結会計年度末に比べ17億68百万円減少しました。主な要因は、その他流動負債が34億14百万円減少したこと、未払費用が21億58百万円増加したこと等によるものです。

固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は591億2百万円であり、前連結会計年度末に比べ2億32百万円減少しました。主な要因は、役員退任慰労金引当金が18億81百万円減少したこと、長期借入金金が4億25百万円減少したこと、長期未払金が18億33百万円増加したこと等によるものです。

純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産は860億8百万円であり、前連結会計年度末に比べ12億65百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が9億91百万円増加したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記()の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記()のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記()の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであるとと考えております。

() 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

(a) 経営理念

当社グループは、以下の3点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

() 当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての人々を大切にします。

() 当社グループは、総物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。

() 当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。

当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成28年3月期（平成27年度）を初年度とし、平成30年3月期（平成29年度）を最終年度とする3カ年間の中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます）を策定し、実行中であります。本中期経営計画の最終年度（平成29年度）は、売上高3,000億円、営業利益150億円、ROE（株主資本利益率）8.7%の達成を目指して取り組んでおります。

また、本中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、基軸となる生産工程サービスの事業基盤を一層強化すると共に、医療関連サービス、ファッション&アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの各分野の強化、加えて自力成長補充の手段としてのM&A・事業提携の推進に取り組んで参ります。また、更なる経営効率化にも注力して参ります。

() コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役1名を選任すると共に、定款で取締役の任期を1年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保するなど、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

() 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指すことを配当政策の基本方針としております。

今後はこの方針に基づき、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様へ支援して頂けるよう、企業価値の一層の充実を図りたいと考えており、配当性向を平成26年3月期（平成25年度）から3年間で概ね30%程度まで高めることを目標としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決定いたしました。また、本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月25日開催の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年8月30日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（<http://www.konoike.net/news/detail.php?id=95>）をご参照下さい。

() 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、() 大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、() 当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、() 株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

() 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の から までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りません）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものいたします。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

() 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものいたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することいたします。

() 大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものいたします。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものいたします。当該

株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものといいたします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものといいたします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものといいたします。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。但し、かかる有効期間前であっても、()当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は()独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものといいたします。

() 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本株主総会において本プランの導入につき株主の皆様の賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとしております。

(e) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会

の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記の取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記の取組みは、上記の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記()及び() (b)等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記()記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記の取組みは上記の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

重要な記載事項はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

増設計画の追加

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	群馬県 邑楽郡 千代田町	複合ソリューション 事業	物流センター設備	1,110	-	自己資金及び 借入金	平成27年 9月	平成28年 4月

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の能力増加については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	227,596,808
計	227,596,808

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	56,899,202	56,899,202	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	56,899,202	56,899,202	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日 (注)	28,449	56,899	-	1,688	-	896

(注)平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,447,300	284,473	-
単元未満株式	普通株式 2,301	-	-
発行済株式総数	28,449,601	-	-
総株主の議決権	-	284,473	-

(注) 1. 単元未満株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

2. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は240株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,746	23,131
受取手形及び売掛金	41,603	42,710
未成工事支出金	84	136
貯蔵品	973	1,019
繰延税金資産	2,386	2,823
その他	3,214	3,613
貸倒引当金	89	82
流動資産合計	74,919	73,350
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	96,821	96,973
減価償却累計額	58,918	59,697
建物及び構築物(純額)	37,902	37,276
機械装置及び運搬具	45,554	45,698
減価償却累計額	38,557	38,691
機械装置及び運搬具(純額)	6,996	7,007
土地	41,140	41,263
リース資産	3,598	3,726
減価償却累計額	1,231	1,269
リース資産(純額)	2,366	2,456
建設仮勘定	6,378	7,093
その他	6,671	6,721
減価償却累計額	5,704	5,759
その他(純額)	966	962
有形固定資産合計	95,752	96,059
無形固定資産	4,021	3,953
投資その他の資産		
投資有価証券	10,193	10,850
長期貸付金	352	373
繰延税金資産	2,626	2,510
退職給付に係る資産	41	45
その他	5,113	5,142
貸倒引当金	177	179
投資その他の資産合計	18,148	18,742
固定資産合計	117,921	118,755
資産合計	192,841	192,106

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,917	13,554
短期借入金	2,788	2,870
1年内返済予定の長期借入金	5,344	5,694
未払費用	9,052	11,211
未払法人税等	2,279	1,697
その他	15,382	11,968
流動負債合計	48,764	46,995
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	14,236	13,811
リース債務	2,009	2,088
繰延税金負債	558	588
再評価に係る繰延税金負債	2,119	2,119
退職給付に係る負債	16,278	16,417
役員退任慰労金引当金	1,978	96
厚生年金基金解散損失引当金	122	122
長期末払金	364	2,198
その他	1,665	1,658
固定負債合計	59,334	59,102
負債合計	108,099	106,098
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,688	1,688
資本剰余金	755	755
利益剰余金	81,784	82,776
自己株式	0	0
株主資本合計	84,228	85,220
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,258	3,488
土地再評価差額金	4,570	4,570
為替換算調整勘定	2,259	2,219
退職給付に係る調整累計額	2,251	2,187
その他の包括利益累計額合計	1,304	1,049
非支配株主持分	1,818	1,837
純資産合計	84,742	86,008
負債純資産合計	192,841	192,106

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	59,252	62,004
売上原価	53,947	56,008
売上総利益	5,305	5,995
販売費及び一般管理費	2,837	3,164
営業利益	2,468	2,831
営業外収益		
受取利息	23	27
受取配当金	73	82
その他	97	49
営業外収益合計	194	158
営業外費用		
支払利息	100	84
その他	22	18
営業外費用合計	122	103
経常利益	2,540	2,886
特別利益		
固定資産売却益	14	27
その他	-	3
特別利益合計	14	30
特別損失		
固定資産除売却損	18	14
特別損失合計	18	14
税金等調整前四半期純利益	2,536	2,902
法人税、住民税及び事業税	1,665	1,679
法人税等調整額	607	438
法人税等合計	1,057	1,240
四半期純利益	1,478	1,661
非支配株主に帰属する四半期純利益	30	29
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,448	1,631

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	1,478	1,661
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	360	232
為替換算調整勘定	299	40
退職給付に係る調整額	66	64
その他の包括利益合計	127	256
四半期包括利益	1,606	1,917
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,591	1,886
非支配株主に係る四半期包括利益	15	31

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、株式の取得に伴いBEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.他4社を新たに持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当第1四半期連結会計期間から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ67百万円減少しております。

(追加情報)

(役員退任慰労金制度の廃止)

当社は、平成27年6月24日開催の定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)終結時をもって、役員退任慰労金制度を廃止いたしました。

これに伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する役員については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退任慰労金を打ち切り支給し、その支給時期を退任時といたします。

このため、当第1四半期連結会計期間において、当社の役員に対する役員退任慰労金引当金は全額を取崩し、流動負債「その他」及び固定負債「長期未払金」に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、役員退任慰労金引当金を計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

銀行借入金に対する債務保証

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)	
青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額224百万円)	6百万円	青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額182百万円)	5百万円
大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額318百万円)	48	大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額271百万円)	41
神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額260百万円)	65	神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額273百万円)	68
協同組合東京海貨センター 従業員	11 0	協同組合東京海貨センター 従業員	11 0
計	132	計	126

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	1,482百万円	1,632百万円
のれんの償却額	40	76

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月14日 取締役会	普通株式	426	15.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	640	22.50	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	39,499	11,914	7,838	59,252	0	59,252	-	59,252
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	287	577	24	889	23	912	912	-
計	39,786	12,492	7,863	60,141	23	60,165	912	59,252
セグメント利益	3,246	247	340	3,834	10	3,844	1,375	2,468

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,375百万円には、セグメント間取引消去 7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,367百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結累計期間において、九州産交運輸株式会社及び同社の子会社である株式会社産交運輸物流サービスを連結子会社としたことにより、複合ソリューション事業で812百万円のものが増加しております。また、当第1四半期連結累計期間において、ANPHA-AG JOINT STOCK COMPANYを連結子会社としたことにより、国際物流事業で288百万円のものが増加しております。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	41,933	11,976	8,093	62,004	0	62,004	-	62,004
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	253	540	24	818	23	841	841	-
計	42,187	12,517	8,117	62,822	23	62,846	841	62,004
セグメント利益	3,588	486	242	4,318	10	4,328	1,497	2,831

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,497百万円には、セグメント間取引消去5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,502百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、主要顧客ならびに事業内容の変化に対応するため、所属する事業本部を変更致しました。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当該変更を反映し作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	25円45銭	28円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,448	1,631
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	1,448	1,631
普通株式の期中平均株式数(千株)	56,899	56,898

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、平成27年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・640百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・22円50銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成27年6月25日

(注) 平成27年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 6日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 祥二郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目細 実	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鴻池運輸株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。